

別記様式1

年度 山梨県森林資源高度利用型施業事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

事業実施主体名	事業費	補助金	課税方式	消費税仕入控除税額及び地方消費税額	補助金交付率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備考

- (注)
- 山梨県森林資源高度利用型施業事業費補助金交付要綱第6条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、内訳を別表で添付すること。
 - 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
 - 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
 - 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。
 - 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。